

平成22年6月3日現在

研究種目：基盤研究 (A)  
 研究期間：2006～2009  
 課題番号18202022：  
 研究課題名 (和文) 東アジア史上における中国訴訟社会の研究  
 研究課題名 (英文) A Study of the Litigious Chinese Society in East Asian History  
 研究代表者  
 夫馬 進 (FUMA SUSUMU)  
 京都大学・文学研究科・教授  
 研究者番号：10093303

## 研究成果の概要 (和文)：

前近代の中国が訴訟の多い社会であったことは、中国史の学界や法制史の学界でもなおよく知られていない。今回の研究によって、中国ではすでに150年頃に訴訟が盛んにおこなわれていたこと、上訴制度が発達するにともない、清代では中国各地から北京中央に対して盛んに行われてきたことが明らかになったほか、1870年頃の四川省巴県では、毎年ほぼ60戸に1戸が訴訟するほどすさまじい「訴訟社会」であったことが明らかとなった。

## 研究成果の概要 (英文)：

In Japan, in both Chinese history and legal history academic circles, the fact that Pre-modern China was a litigious society is still not well enough known. This research clearly demonstrates the popularity of litigation in China in the 150s A.D., the development of the accompanying appeal system, and the large amount of litigation cases gathered throughout the country against the Peking central government. In addition, given that for example in the 1870s up to one in sixty families of the Ba (巴) prefecture of the Sichuan Province were involved in litigations every year, the extensive nature of this litigious society is fully revealed.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	13,500,000	4,050,000	17,550,000
2007年度	9,300,000	2,790,000	12,090,000
2008年度	7,900,000	2,370,000	10,270,000
2009年度	7,200,000	2,160,000	9,360,000
総計	37,900,000	11,370,000	49,270,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：①東洋史、②中国史、③訴訟社会、④東アジア



## 1. 研究開始当初の背景

現代アメリカが訴訟社会であると呼ばれて久しく、現在日本も弁護士数の増加政策と人々の法意識の変化に伴い、訴訟はより身近なものとなり増加するものと考えられている。ところが、現代アメリカとは対極に位置すると一般には考えられる中国の前近代社会でも、おびただしいばかりの訴訟がなされていたことは、中国史の常識となっていないばかりか、法制史や比較法学の学界でもほとんど知られていない。法学関係の書では、前近代の中国では人々は訴訟を好まず、訴訟は少なかったと記してあるのが現状である。ところが事実上、宋代(12世紀前後)ではすでに、人々が「好訟(訴訟を好む)」である、「健訟(盛んに訴訟する)」であるとする記録が夥しく現れ、さらには後漢(2世紀前後)にすでに、「全国で毎日、訴訟する者は10万人」、つまり当時の戸数から見ても一〇〇戸に一戸は訴訟をしていたとの記録があるほど、そこは驚くべき「訴訟社会」であった。中国訴訟社会について、古代から現代に及ぶまで、しかも日本史の研究者を交えて研究することはかつて為されたことがなかったので、この研究を開始しようと思った。

## 2. 研究の目的

研究の目的は以下の数項目である。

- (1) 中国古代から現代に及ぶまで、訴訟は具体的にどのような問題から生じ、どのような過程を経てなされ、どのような結果を見たのか、時代的な変化について明らかにする。
- (2) 前近代中国で訴訟が数量的に見て、毎年何件くらい起こされていたか、一件の訴訟につき何枚くらいの訴状が提出されていたのか、明らかにする。
- (3) 中国明清時代の訴訟と日本江戸時代のそれとを比較する。
- (4) 重要な訴訟文書を収集し解説する。

## 3. 研究の方法

今回とった研究方法は以下のとおりである。

- (1) 中国清代の訴訟文書『巴県档案』(同治朝)のマイクロフィルムを購入し、これを順次焼き付け、研究参加者が当番で解説にあたった。この際、中国古代史や宋代史の研究者、さらには中国近現代史や日本近世史の研究者らにも参加を求め、中国清代訴訟の特徴を討論した。
- (2) 研究参加者が最も得意とするテーマで研究発表を行った。これには、アメリカ・中国(台湾)の研究者にも参加を求めた。特に

研究報告書作成のために、これら発表をもとに討論を重ねた。

## 4. 研究成果

研究成果報告書として『中国訴訟社会史の研究』(京都大学学術出版会、2010年10月刊行予定)を出版する予定である。ここには中国古代から中国現代に及ぶ合計14篇の論文のほか、日本近世における訴訟についての論文が掲載される。「概論」では中国2000年にわたる訴訟史が簡潔に述べられ、清代に巴県に即して、年間に何件の訴訟がどのような問題をめぐって起こされたのか、具体像を示す。概論と専論をあわせ、中国訴訟史と言うべき主題を記した研究書はこれまでになく、中国史の分野のみならず、日本史やヨーロッパ史の分野をも含めて世界の学界に大きなインパクトを与えるものとする。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計23件)

- ① 夫馬進、訟師秘本的世界、『北大法律評論』11-1、査読有、2010年、pp. 210-238
- ② 岩井茂樹、元代行政訴訟と裁判文書—『元典章』附鈔案牘「都省通例」を素材として—、『東方学報』第85冊、2010、査読有、pp. 1-39
- ③ 伍躍、官告民：雍正年間的一件維權案、『中国史研究』、査読有、2010、査読有、pp. 151-167
- ④ 夫馬進、訟師秘本《珥筆肯綮》所見の訟師実像、『明清法律運作中的權利與文化』、査読有、2009年、pp. 9-33
- ⑤ 谷井陽子、辺境と朝廷—一六世紀中国の北辺問題と中央政界—、前川和也編『空間と移動の社会史』、ミネルヴァ書房、査読有、2009、35-62。
- ⑥ 舩山明、卒史覆獄試探—以里耶秦簡 J1⑧134 為綫索—、『里耶古城・秦簡与秦文化研究』(科学出版社)、査読有、2009年、pp. 122-126
- ⑦ 伍躍、清代における捐復制度の成立について—考課制度との相互関係を中心に—、『東洋史研究』67巻4号、査読有、2009、pp. 70-97
- ⑧ 伍躍、明代的社会：納貢與例監—中国近世庶民社会勢力成長的一个側面—、『東吳歴史学報』、査読有、2009、pp. 155-191
- ⑨ 大平祐二、近世の刑事裁判と「無罪」—刑事裁判像の再検討—、『民事法学への挑戦と新たな構築』、査読有、創文社、2008年、



pp. 195-228

- ⑩大平祐一、近世の刑事裁判と「無罪」—刑事裁判像の再検討—、太田知行・荒川重勝・生熊長幸編『民事法学への挑戦と新たな構築』、創文社、査読有、2008、pp. 1097-1137
- ⑪大平祐一、江戸町方の人口政策と『人別省略方書留』、高木正朗編『18・19世紀の人口変動と地域・村・家族』古今書院、査読有、2008年、pp. 270~286
- ⑫大平祐一、近世日本における訴願手続、『立命館法学』、316号、査読無、2008、pp. 1-67
- ⑬寺田浩明、伝統中国法の全体像——「非ルールの法」というコンセプト、早稲田大学比較法研究所編『比較と歴史の中の日本法学——比較法学への日本からの発信』、査読有、2008年、pp. 576-602
- ⑭伍躍、普通の知識人による普通の旅—『公車紀程』、『大阪経済法科大学論集』95、査読無、2008、pp. 71-99
- ⑮岩井茂樹、宋代以降の死刑の諸相と法文化、富谷至編『東アジアの死刑』、(京都大学学術出版会)、2008、査読無、pp. 49-108
- ⑯岩井茂樹、《嘉靖四十一年浙江嚴州府遂安縣十八都下一圖賦役黃冊殘本》的發現與初步考析、『日本東方学』、第1輯、査読有、2007、pp. 206-221
- ⑰寺田浩明、中国伝統法の視角から——朱蘇力／張騏報告へのコメント、『北大法学論集』、第58第3号、査読有、2007、pp. 418-426
- ⑱寺田浩明、「非ルールの法」というコンセプト—清代中国法を素材にして、『法学論叢』、160巻3・4号、査読有、2007年、pp. 51~91
- ⑲伍躍、關於明代捐納制度的幾点思考、『第十一屆明史國際學術討論會論文集』、査読有、2007年、pp. 42-68
- ⑳大平祐一、將軍吉宗と目安箱、『学際』18号、2006年、査読有、pp. 25-28
- ㉑大平祐一、人別省略方書留、『立命館法学』、307号、査読無、2006年、pp. 1048-993
- ㉒寺田浩明、試探傳統中國法之總體像、中國法制史学会・中央研究院歷史語言研究所主編『法制史研究』第9期、査読有、2006、pp. 223~241
- ㉓舩山明、王杖木簡再考、『東洋史研究』65巻1号、査読有、2006、pp. 1-36。

〔学会発表〕(計9件)

- ①寺田浩明、西方法、中國法、近代法——有關這三者在理論上的位置與關係、國立台灣大學法律學院・台灣大學人文社會高等研究院「東亞法治與人權論壇系列講座(十一)、2009年3月、國立台灣大學(台灣)
- ②寺田浩明、清代州縣檔案中的命案處理實態——從「巴縣檔案」有關命案的部分談起、

國立台灣大學法律學院・台灣大學人文社會高等研究院「東亞法治與人權論壇系列講座(十)、2009年3月

- ③寺田浩明、中國法制史研究與『法』的概念、國立政治大學法學院法學院特色發展計畫「政大法史學系列研討會」、2008年9月、國立政治大學(台灣)
- ④伍躍、明代的捐納：財政與社會、全地化下明史研究之新視野國際學術討論會、2007年10月、國立暨南大學(台灣・南投)
- ⑤舩山明、卒史覆獄試探—以里耶秦簡J1⑧134線索—、中國里耶古城・秦簡與秦文化國際學術研討會、2007年10月、中國・湖南省龍山縣
- ⑥岩井茂樹、午門廷杖考——明代朝政における暴力と儀禮—、國際シンポジウム「東アジアにおける儀禮と刑罰」、2007年9月、ソウル(韓国)
- ⑦伍躍、外交的理念與外交的現實：以朱元璋對「不征國」朝鮮的政策為中心、儒家文明與中國傳統對外關係國際學術討論會、2007年9月、山東大學(中國・濟南市)
- ⑧寺田浩明、東洋的な「法思考」、京都大學大学院法學研究科21世紀COEプログラム「21世紀の法思考の行方」、2007年9月、京都大學時計台記念館
- ⑨伍躍、明代捐納政策開始時間再考、第十二屆明史國際學術討論會、2007年8月、遼寧師範大學(中國・大連市)

〔図書〕計(1)件

- ①辻正博、『唐宋時代の刑罰制度の研究』、京都大學學術出版會、2010年、pp. 1-542。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

夫馬進(FUMA Susumu)  
京都大學・文學研究科・教授  
研究者番号：10093303

### (2) 研究分担者

岩井茂樹(IWAI Shigeki)  
京都大學・人文科學研究所・教授  
研究者番号：40167276

大平祐一(OHIRA Yuichi)  
立命館大學・法學部・教授  
研究者番号：00102161

谷井陽子(TANII Yoko)  
天理大學・文學部・准教授  
研究者番号：40243092

辻正博(TSUJI Masahiro)  
京都大學・人間・環境學研究科・准教授  
研究者番号：30211379

寺田浩明(TERADA Hiroaki)  
京都大學・法學研究科・教授

研究者番号：6114568

籾山 明 (MOMIYAMA Akira)

埼玉大学・教養学部・教授

研究者番号：70174357

伍 躍 (GO Yaku)

大阪経済法科大学・教養部・教授

研究者番号：60351681